

第 11 回 18年度法改正に伴う効果的な対応のポイント

18年度は、いろいろ重要な法改正が行なわれます。ここ数年経済のグローバル化に呼応する形で多くの法改正が行なわれていますが、今年度も注意を要する法改正が行なわれています。これらの改正内容をよく理解し経営に取り込むことで活かしたいものです。

今回は、なかでも特に重要な下記改正項目を取り上げ検討を深めていただきたいと思います。

18年度法改正に伴う効果的な対応にあたっての11の着眼点

1. 会社法の施行

会社関係の法として従来ありました商法の会社編等、商法特例法、(有)会社法が一本化され独立した会社法としての5月より施行実施となります。非公開会社が大半である中小企業は、今回の改正を契機に今後の経営に活かす工夫をするべきです。また事業立上げについての組織作りも有限会社法がなくなり今後有限会社の設立は出来ませんが、一方特別法の新事業創出促進法で1円企業が認められていた制度が今後は会社法の中で可能となり、加えて既に発効している有限責任事業組合〔LLP〕等の活用など選択肢もあり選択範囲は広がっています。良く検討したいものです。

2. 税制改正

今回特に重要なのは、上記商法改正に合わせ中小企業に関する税制が変わることです。同族経営が多い中小企業にとって内部留保金課税、役員賞与・報酬の取り扱い、交際費、小額償却資産の取り扱い、相続の絡む現物納付の取り扱い等々ここで取り扱いが変わるもの、更に延長されるものなど多岐にわたっておりよく検討することです。

3. 高齢者雇用安定化法の一部改正

この4月より高齢者雇用安定化法の一部が改正になり、いよいよ高齢化社会に対応した定年年齢の引き上げ〔65歳〕が求められます。(段階的に引き上げることが認められています。)今後の労働力不足、即戦力としての技術、技能、知識の活用等を考えた時、むしろ高齢者の戦略的活用のチャンスとして活かす制度をここで先取りする形で考えることです。その場合、国の高齢者雇用の支援制度、年金の制度活用を積極的に活かしコスト面からのメリットを最大限活用することです。

以上かいつまんで書きましたが、日頃業務に忙しい中でこれらの問題を考えることは、努力のいることですが経営に活かすという視点にたつて是非検討することを薦めます。